

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項

2020年9月4日

共同会派 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム

【今回協議を求める件】

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関のみならず、すべての医療機関等の経営支援について検討状況を明らかにし、速やかに支援を実施すること。
- ② PCR、抗原キット等検査体制の充実について、具体的日程も含めて全体像を明確化すること。
- ③ HER-SYSについて、システムが整備中で集計機能が使えないことなどから、国が十分なデータ把握をできなくなっている状況を早急に改善すること。
- ④ 今後、コロナ禍のなか季節性インフルエンザの流行期を迎えることから、特に発熱患者については、いずれの感染症であっても対応できる医療体制、検査体制を速やかに構築すること。
- ⑤ 十分な医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症専用の伝染性感染症病棟の設置を支援すること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を行うこと。
- ⑦ インフルエンザワクチンを十分に確保し、接種に関する啓発を行うとともに、接種については希望する全ての人が無償で受けられるようにすること。
- ⑧ 移動の自粛により、公共交通機関の経営が極めて厳しい状況にあることに鑑み、需要回復に至るまでの支援策を講ずること。また、事業規模に関わらず、固定資産税や航空機燃料税、着陸料などの減免を行うこと。
- ⑨ 雇用調整助成金の特例措置が12月末まで延長されたことは評価しつつ、今後も厳しい経済状況が続くことから、これを今年度末まで期間延長すること。企業の規模を問わず、減収が著しい事業者については、助成率を10/10とすること。
- ⑩ 家賃支援給付金について、寄付や助成金等の減少したNPO法人、公益法人等についても対象となるようにすること。
- ⑪ 時限的に公益法人・一般法人等も信用保証制度の対象とすること。また、公益法人が天災・災害等の不測の事態に対応でき安定的に事業を継続できるよう、いわゆる収支相償規制や遊休財産制限の緩和について検討すること。
- ⑫ 新型コロナウイルス対策やその検証、新たな経済対策、予備費の執行、法改正等のため、速やかに国会を開催すること。

【継続的に協議を求める件】

- ① 小中高は順次再開されている一方で、対面授業が再開されず学校に通えていない大学生、特に新入生の現状調査を行い、不安解消などの対策を講ずること。
- ② いじめや営業妨害など、新型コロナウイルス感染症に関するあらゆる誹謗中傷についての対策を徹底すること。
- ③ 自治体の運営に必要な地方交付金はもとより公共投資をはじめとする来年度の財源を確実に確保すること。
- ④ 感染拡大防止に向けた政府の見解（検査・医療体制、対応を求める際の客観的基準、緊急事態宣言の発令要件など）を早急かつ明確に示すこと。
- ⑤ 医師が必要と判断する者全員がPCR検査又は抗原検査を受けられるよう、検査実施機関・実施者の拡大を行うこと。また、医療・介護・福祉・保育従事者・学校の教師などのエッセンシャルワーカーに、月2回の定期検査を公費で行うこと。
- ⑥ 感染拡大防止にさらに万全を期するとともに、陽性者が必要な医療等を受けられるよう体制を整えること。感染状況や医療体制などの現状について国民に正確に情報を開示すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、簡便な手続きで速やかに給付するとともに、対象をすべての企業とし、雇用形態を問わずすべての労働者に対して支給すること。また、失業給付の上限額を遡って休業支援金・給付金と同程度に引き上げること。
- ⑧ 収入が大幅に減少しているにもかかわらず、支援が十分でない個人・企業への追加対策を検討すること。（休業手当が受けられない学生バイト、融資が受けられない企業等）
- ⑨ 介護報酬・診療報酬等の特例の自己負担増分を公費負担すること。
- ⑩ Go To キャンペーンについては、全国一律の実施を見直し、地域の実情に応じた支援策とすること。
- ⑪ 災害時の感染拡大防止策を徹底すること。特に、現地に赴くボランティアや派遣行政職員等に対する検査の実施などについて、政府の方針を明らかにすること。
- ⑫ 休業要請を行う場合には補償もセットにすることをはじめ、新型インフルエンザ特措法改正に関する政府の考え方を早急に明らかにすること。
- ⑬ 持続化給付金・家賃支援給付金の対象者及び内容の拡大をすること。
- ⑭ 小学校休業等対応助成金の活用を促進するため、個人申請方式を導入すること。少なくとも既に取得した休暇に対する支給については個人申請方式とすること。
- ⑮ 専任の広報官の設置を改めて政府に強く求める。
- ⑯ 就労支援施設を利用する障がい者の工賃の減少に対する支援を行うこと。

以上